

10月からのマイナ保険証の利用登録解除と「資格確認書」送付等に関する 千葉県自治体アンケート【中間まとめ】

実施期間：2024年10月4日～11月1日（29日間）

調査方法：FAX送信

回収数：49自治体

1. 「マイナ保険証」利用登録がない方に「資格確認書」を送付することになっていますが、貴自治体の対応は。

- 全ての国民健康保険加入者に送付する。 0
- 利用登録者を把握しているので、利用登録者以外の全ての方に送付する。 17
- まだ把握していないがこれから把握して、利用登録者以外の全ての方に送付する。 31
- 原則、申請があった方のみ送付する。 2※

「原則、申請があった方のみ送付する」と回答した2自治体へ実施期間後、電話聞き取り調査を行った。その結果、「申請によらず、利用登録者以外の全ての方に送付する」という回答への訂正があった。

A自治体は「健康保険証の有効期間内で資格確認書の申請がある場合を想定して誤って回答した。国の方針に従って対応していく」。

B自治体は、「まだ把握していないが・・・」の設問にも☑をしており、「現在の保険証の紛失や汚損による交付の場合、申請をいただくことを想定して回答した」というものであった。

【余白に補足記載（6件）】

R7.7.31まで有効の保険証を発行しているため、対象はR7.8.1からの更新分

*1 現在交付済の被保険者証が期限切れとなる際、利用登録者以外の方に「資格確認書」を、利用登録済の方に「資格情報のお知らせ」をそれぞれ職権交付し郵送する想定。（例：高齢受給者の70歳到達時・70～74歳の所得区分変更時、R7.8月の年次更新） *2 現在交付済の被保険者証の紛失や汚損による交付申請が想定される。窓口即時交付。

手元にある保険証の有効期限が切れた後

「まだ把握していないがこれから把握して、利用登録者以外の全ての方に送付する。」
に※2025年7月末での一斉更新時と追記あり。

有効な保険証が発行されている期間に資格確認書の発行はしない。

現行の保険証が有効な方には送付しない。

2. 今年10月から「マイナ保険証」の利用登録解除の申請受付、手続きについて伺います。

①いつから受付を開始しますか【 月 日から受付（予定）】

10月21日 1 /10月22日 1 /10月28日 8 /10月末 10 /11月1日 7
/11月中 5 /12月1日 1 /12月2日 7 /未定 6 /未記入 3

※厚労省が10月9日付事務連絡を発出し、10月28日に「中間サーバー」で受付機能をリリース予定としたため、未定・未記入を中心に再確認する予定。

【余白に補足記載（9件）】

国の方針に従う/厚労省の通達待ち。/受付開始について運用開始日が示されていないことから未定/未定。国からの通知次第。/10月末頃となっているが、正式な日付は厚労省からの連絡待ち。/11月1日から受付予定/未定だが、国の通知に基づき、受付します。/10月末～11月初旬/準備でき次第

②利用登録解除申請書の受け取り方法は（複数回答可）。

- 役所に来てもらう。 49 ホームページからダウンロード。 19
 加入者全員に郵送。 0 その他 8（うち希望者に郵送 6）

③利用登録解除申請の手続き方法は（複数回答可）。

- 役所の担当窓口に来てもらう。 49 WEBサイトで申請受付。 4
 メールで申請受付。 1 郵送で申請受付。 25
 その他 4（うち郵送で申請受付の予定 2）

④利用登録解除申請書が受理された後の「資格確認書」の発行について（複数回答可）。

- 役所で解除手続きすればその場で発行。 43
 役所で解除手続き後、後日郵送。 17
 役所で解除手続き後、あらためて後日、来所してもらう。 1
 解除手続きをしても、「資格確認書」の申請がなければ発行しない。 1
 その他 15（うち有効期限内の保険証があり、紛失等の事情がない限り発行しない（関連した回答） 8）

3. 現在の国民健康保険証は12月2日以降の廃止になりますが、経過措置は1年あります。貴自治体では、2025年7月末期限を迎える国民健康保険証について、期限が来た際の対応はどうされますか。

- マイナ保険証でない方には、申請なしに「資格確認書」を発行。 **48**
- マイナ保険証でない方には、「資格確認書」発行の申請をしてもらう。 **0**
- その他 **1** ※「国民健康保険証の有効期間が切れ、マイナ保険証保有していない方に、申請なしに「資格確認書」を発行する予定です」と記載。

4. 現在、短期保険者証または資格証明書をお持ちの方に対して「資格確認書」の券面の表記はどのように記載されますか。

総じて、現在の「短期保険者証」交付対象者が「資格確認書」を受け取る場合、短期保険者証の区分がなくなるため、券面の表記について、通常 qualification 確認書と同じである。現在の「資格証明書」交付対象者が「資格確認書」を受け取る場合、券面の表記について、「(特別療養)」と記載して発行する。ことがわかった。